

エラーコード	内容	対処方法
ADD0	無効もしくは事業所基本台帳に未登録	給付管理票(請求明細書)に記載された事業所情報が台帳に登録されていません。事業所番号、指定基準等サービス区分、サービス種類を確認してください。サービス事業所が新しい事業所番号を取得されている場合もございますのでご注意ください。
ADD1	無効もしくはサービス台帳に未登録	
ADD3	指定・基準該当サービス区分コードの誤り	
ANN0	同月に同じ給付管理票(新規)を提出済	同月に同じデータが提出されているため、重複エラーとなります。重複エラーの場合でも、1件は決定しますので、まったく同じものを2件提出してしまった場合には再提出の必要はございません。
ANN2	同月に同じ請求明細書を提出済	
ANN4	過去に同じ請求明細書を提出済	過去に同じ請求を行い、決定しているため再請求の必要はございません。決定されている請求明細書が誤っている場合は過誤取り下げを行い、過誤が終了後に再請求を行ってください。
ANN7	同月に市町村等による過誤調整を実施済	同月に過誤取り下げが行われているため、給付管理票の修正は行えません。修正は行われず、返戻となっておりますので再提出してください。
ANN9	給付管理票の作成区分新規での提出が必要	過去に給付管理票が決定されていませんので、作成区分を「修正」ではなく「新規」で再提出してください。
ANNJ	過去に同じ給付管理票(新規)を提出済	既に同じ給付管理票が決定されているため、再提出の必要はございません。決定されている給付管理票の内容を変更する場合は、作成区分を「新規」ではなく「修正」で再提出してください。
12P0	市町村の認定情報が未登録(受給者情報)	保険者番号・被保険者番号等の情報が台帳にない場合このエラーとなります。保険者番号・被保険者番号等の誤りがないか確認いただき、再請求してください。誤りがない場合は保険者へ確認を行ってください。事務処理上、連合会への台帳の登録が遅れている場合もございます。
12PA	市町村の認定変更が未決定	台帳が変更申請中のため、エラーとなっています。要介護度の認定が決定してから再請求を行ってください。すでに決定されている場合は保険者へ確認を行ってください。

エラーコード	内容	対処方法
12QT	受給者台帳記載項目不一致	性別または生年月日が台帳と異なる場合このエラーとなります。請求内容を確認し、再請求してください。誤りがない場合は保険者へ確認を行ってください。
12SA	市町村認定の給付率と相違	自己負担割合が台帳と異なる場合、このエラーになります。負担額割合証を確認の上、正しい割合で再請求してください。正しい負担割合で請求している場合は保険者へ確認を行ってください。
12P5	市町村認定情報と不一致	居宅介護事業所の居宅の登録が異なる場合。保険者へ確認を行ってください。
保留	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	居宅介護支援事業所もしくは地域包括支援センターにおいて、給付管理票が未提出または返戻となっています。給付管理票が提出されますとサービス明細書も決定され、お支払いが確定します。保留期間は6ヶ月有効でサービス明細書の再請求は必要ありませんが、期間を過ぎると返戻となりますのでご注意ください。また、保留となっている請求明細書を取り下げる場合は保留解除申請書のご提出をお願いします。山梨県国保連合会のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。
返戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	山梨県外が保険者の被保険者様は保留期間がなく、すべて返戻となります。居宅介護支援事業所と確認を取り、再請求してください。
	査定でエラーのあるもの	保留解除申請書を提出された場合、この内容が出力されます。場合によっては、希望返戻と同様のエラーとして出力されることもあります。 請求明細書と給付管理票の内容が不一致の場合、このエラーとなります。主な原因は次の①～③の通りです。 ①給付管理票の計画単位数より請求明細書の単位数が多い場合 ②給付管理票にご利用事業所が記載されていない場合 ③給付管理票に記載されている事業所番号が異なる場合 なお、限度額管理対象外サービス(処遇改善加算等)を算定されていますと減点ではなく返戻となりますのでご注意ください。
その他	審査委員会の判定により却下	希望返戻申請書を提出された場合、この内容が出力されます。申請書を提出された場合でも、当月審査の際にエラーが挙がってしまうと英数4文字混合コードにより返戻となる場合もございます。